

# 大阪公立大学副学長等の活動点検・評価方針

2022年5月18日策定  
教育研究審議会

## 第1 趣旨

この基本方針は、大阪公立大学における、副学長、特命副学長、研究院長、学域長、学長補佐及び学長特別補佐（以下、「副学長等」という。）の活動の点検・評価（以下、「副学長等の活動点検・評価」という。）の実施に関する基本的事項等について定める。

## 第2 目的

副学長等の活動について、点検・評価を行うことによって、大学運営の改善を図り、教育・研究・社会貢献活動の更なる向上に資することを目的とする。

## 第3 点検・評価の対象者

副学長等の活動点検・評価の対象者は、以下のとおりとする。

- (1) 大阪公立大学副学長及び特命副学長の任命及び任期に関する規程（以下、「副学長等任期規程」という。）第3条第1項に定める副学長
- (2) 副学長等任期規程第3条第2項に定める特命副学長
- (3) 公立大学法人大阪組織規程（以下、「組織規程」という。）第5条第1項に定める研究院長
- (4) 組織規程第6条第1項に定める学域長
- (5) 大阪公立大学学長補佐及び学長特別補佐の任命及び任期に関する規程（以下、「学長補佐等任期規程」という。）第3条第1項に定める学長補佐
- (6) 学長補佐等任期規程第3条第2項に定める学長特別補佐

## 第4 点検・評価者

副学長等の活動点検・評価の評価者は、学長とする。

## 第5 点検・評価の期間

副学長等の活動点検・評価は当該職の任期における活動実績を対象として実施し、毎年度点検・評価を実施する。

## 第6 点検・評価の方法

副学長等の活動点検・評価の具体的な実施方法については、学長が別に定める。

## 第7 点検・評価の結果

副学長等の点検・評価結果は、副学長等の諸活動並びに大学運営の改善及び向上に活用する。

## 第8 点検・評価理由

副学長等の活動点検・評価結果について、副学長等は説明を求めることができる。

## 第9 評価結果の公表

副学長等の活動点検・評価結果については、全体の評価結果を公表する。

### 附 則

この基本方針は、2022年5月18日より施行する。